

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」結果の概要
について（情報提供）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」（研究代表者 国際医療福祉大学薬学部 土屋文人特任教授）について、研究報告書がとりまとめられ公表されましたので情報提供いたします。

研究結果の概要は別添 1 のとおりです。内服薬処方せんの記載方法の標準化を進展させるためには、内服薬の 1 回量及び 1 日量を併記する等標準的記載方法を医療機関に対し改めて周知する必要性の他、薬剤名の一般的名称を基本とした販売名の類似性に起因する薬剤取り違い防止のための対応等が課題とされております。

この一般的名称を基本とした販売名の類似性に起因する薬剤取り違い防止のための対応策の一つとして、類似性等による取り違いリスクが特に懸念される名称のものについては、一般名処方内服薬処方せんにおいて、先発品の使用が誘引されることがない範囲で、先発品や代表的な後発品の製品名等を参考的に付記する等の工夫が有効と考えられます。なお、診療報酬における一般名処方加算の取扱いについては、「疑義解釈資料の送付について（その 11）」（平成 29 年 5 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）をご参照ください。

また、内服薬処方せんの記載方法の標準化に向けた病院情報システムの標準

用法マスタの搭載については、平成 28 年 9 月に医療情報標準化推進協議会（HELICS 協議会）において、処方・注射オーダー標準用法規格が医療情報標準化指針（HELICS 指針）とされたため、今後、各メーカーで対応が進められる環境が整ったことを申し添えます。

なお、当該研究報告書については、別添 2 の「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書の公表について（周知依頼）」（平成 22 年 1 月 29 日付け医政発 0129 第 3 号・薬食発 0129 第 5 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）において、各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あてに周知をお願いした検討会報告書のなかで「遅くとも 5 年後に、内服薬処方せんの記載方法の標準化の進捗状況等についての調査・研究を行い、対策について再検討する」とされたことを踏まえ、調査を行ったうえでとりまとめられたものです。

○別添 1

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」（研究代表者 国際医療福祉大学薬学部 土屋文人特任教授）結果の概要

○別添 2

「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書の公表について（周知依頼）」（平成 22 年 1 月 29 日付け医政発 0129 第 3 号・薬食発 0129 第 5 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）

（留意事項）本通知の内容については、貴管下医療機関等の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。
